



江戸川こどもプラン

令和2年度~令和6年度



計画策定にあたって

「未来を支える江戸川こどもプラン」は、江戸川区の子どもと子育てに関する総合的な計画です。

計画の背景

「未来を支える江戸川こどもプラン」(以下「本計画」といいます)は、平成27年3月に 策定した「江戸川区子ども・子育て支援事業計画」の第二期計画にあたるとともに、これま での取組を継承しながら、近年の子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化などに対応する よう策定したものです。

江戸川区のすべての子どもが健やかに成長でき、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指しています。

計画の位置づけ

本計画には、これまでの「子どもの成長支援事業」の取組が引き継がれています。また計画の一部を「ひとり親支援計画」、「子どもの貧困対策推進計画」、「新・放課後子ども総合プラン」の市町村行動計画として位置づけ、区の長期計画「えどがわ新世紀デザイン」と方向性を共にしています。

■区政の基本指針

えどがわ新世紀デザイン



整合

未来を支える 江戸川こどもプラン



【東京都】 東京都子供・子育て 支援総合計画

■内包ないし一体的策定

次世代育成支援行動計画

ひとり親支援計画

子どもの貧困対策推進計画

新・放課後子ども総合プラン市町村行動計画



整合

江戸川区の分野別計画





これから5年間の取組を考えるため、区民の皆さんの意見を幅広くうかがうよう努めました。

計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

計画の策定体制

計画策定にあたっては、区民や区内で活動される団体等の皆さんのご意見を反映させるため、区民会議、保護者へのアンケート、地域活動団体へのヒアリング、意見募集などを実施しています。

1 江戸川区子ども・子育て応援会議

学識経験者、保育・教育に関する事業従事者、子どもの保護者、関係行政機関、公募区民、 区議会議員等により構成される「江戸川区子ども・子育て応援会議」で意見聴取を行いまし た。

2 区民ニーズ調査

教育・保育サービス等の利用状況や今後の利用希望、子どもと子育て家庭を取り巻く状況 などを把握するとともに、回答を教育・保育の量の見込みの算出・設定の資料としても活用 するため、「江戸川区子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を行いました。

3 地域活動団体へのヒアリング調査

区内の子どもや子育て世帯に関わる活動を行っている団体等の皆さんから、日ごろの活動で把握している子どもや家庭の状況などをうかがうため、調査票および対面インタビューによるヒアリング調査を行いました。

4 パブリック・コメント

区の公式サイト等で意見募集(パブリック・コメント)を行いました。

子どもと家庭を取り巻く状況

江戸川区の子どもと家庭を取り巻く環境は、どのように移り変わり、今、どのよう な状況にあるのでしょうか。

年齢層別の人口の移り変わり

平成22年から令和元年にかけて、総人口は45,621人増加しています。生産年齢人口(15~ 64歳)と老年人口(65歳以上)が増加となっているのに対し、年少人口(0~14歳)は 5,638人減少し、少子化が進んでいます。

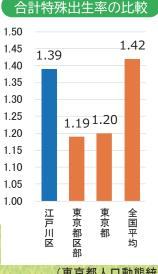


出生数・合計特殊出生率

平成21年から平成30年の間、出生数は増減があるもののおおむね減少の 傾向です。合計特殊出生率は1.34~1.45の間で増減を繰り返し、平成30年 では1.39、東京都平均の1.20、東京都区部平均の1.19を上回っています。

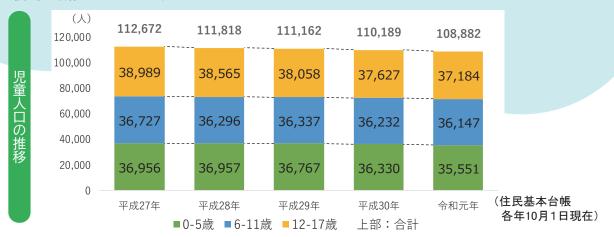
合計特殊出生率:1人 の女性が一生の間に 生む子どもの数。





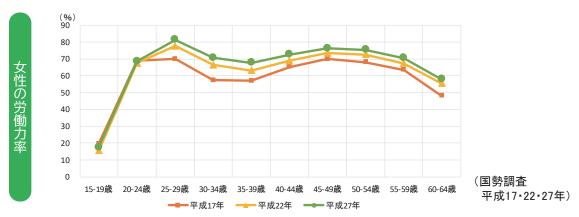
子どもの人口

18歳未満の子どもの人口の推移を見ると、12-17歳は継続的に減少傾向であり、6-11歳は平成29年、0-5歳は平成28年に前年より増加しましたが、以降は減少傾向で、全体的には継続的に減少しています。



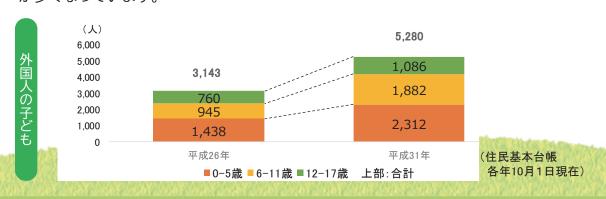
女性の就労状況

女性の就労状況では、働く女性の割合が30歳代で一旦低くなる「M字曲線」が見られます。 20歳代で働いていた女性が子育て期の30歳代で仕事を離れる傾向は続いていることがわかり ます。



外国人の子ども

外国人の子どもは、平成31年4月1日現在、5,280人となっています。平成26年の3,143人を100とした場合の平成31年の割合は168.0となり、6-11歳では同期間の割合が199.2と増加が多くなっています。

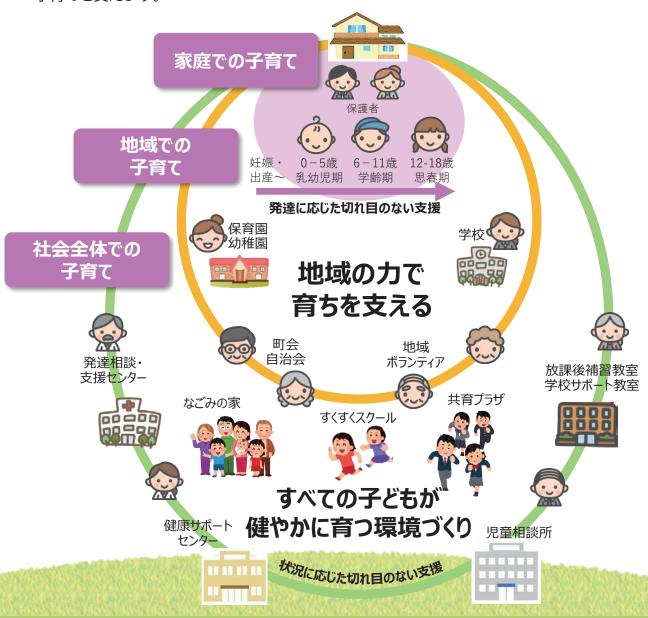


目指すべき姿

江戸川区がこれまでにも取り組んできた「地域共生社会」の構築をさらに進め、すべての子どもが健やかに育つ環境をつくります。

子どもの最善の利益を実現する 地域共生社会

家庭での子育てを重視し、教育・保育サービスと、地域ボランティアなど身近な地域の力で子どもの育ちを支えます。なごみの家をはじめとする多様な参加・体験の場で交流と支えあいをつくり、児童相談所をはじめとする専門的機関が子どもの成長段階に応じて切れ目なく支援します。様々な課題を持つ子どもや家庭が、支援の手から漏れることのないよう、社会全体で子育てを支えます。



施策の体系

目指すべき姿を実現するため、4つの基本方針を掲げ、それぞれの方針に基づく 施策の方向に沿って各種取組の総合的な展開を図ります。

基本方針

施策の方向

事業分野

環境づくり
子どもの豊かな

子どもへの支援

愛着形成期の親子支援
 幼児教育・保育の質の向上
 就学後の人間形成
 障害児保育、障害児支援、療育の充実
 悩みや困難を抱えた子どもへの支援
 社会的養育体制と児童虐待の発生予防

親への支援

 1 妊娠・出産期のサポート

 2 家庭保育支援の充実

 3 保育環境の整備・拡充

 4 相談体制の整備・拡充

 5 経済的支援

 6 ひとり親や生活困窮家庭等への支援

環境づくり
子育てに取り組む

地域全体での支援

- 1 地域全体で支える子どもの育ち
- 2 子どもを支える人材の育成・体制整備

環境づくり すべての子どもの

子ども・子育で支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業

事業分野ごとの重点的な取組は次ページから

子どもへの支援

基本方針1 子どもの豊かな人間形成のための 環境づくり

子どもが心身共に豊かな人間として育つよう、乳幼児期の親子の愛着形成や、幼児期の教育・保育施設における教育を通じて「生きる力」の基礎を培い、大人になるための大切な時期である小学生から中学生、中学卒業後まで、子どもの人間形成を支える取組を進めます。また、障害、生活上の困難、いじめ、児童虐待、社会的養育の必要性など、様々な悩みや困難を抱える子どもや家庭を支援します。

1 愛着形成期の親子支援

●愛着形成の普及啓発

乳児健診等の機会を通じて、0~2歳児期における愛着形成と非認知能力の重要性をわかりやすく 保護者に啓発していきます。

●保育実践事例集の作成と周知

愛着形成を基盤とした保育及び非認知能力を育む教育・保育の実践事例集(チェックシート付き) を作成し、区内保育園に周知します。

●区内中小企業従業員の育児休業取得促進に向けた取組

2歳以降の長期育休取得を促進するため、区内中小企業と従業員(育休取得者)を支援します。

2 幼児教育・保育の質の向上

●非認知能力を育む取組

保育園や幼稚園において、非認知能力とは何か、乳幼児期に非認知能力の基礎を育てることの大切 さなど、家庭での理解が進むよう普及啓発を行います。

●多様なニーズに対応した幼稚園

私立幼稚園について、幼児教育・保育の無償化実施後も、国の水準を上回る補助制度を設け、安心 して幼児教育を受けられる環境を整えます。

●保育施設への研修、巡回及び指導検査の実施

保育施設に対する研修会の実施や、日常的な巡回指導により必要な助言や指導を行うことで適切な 運営及び保育の質の向上を図ります。

●保育士確保に向けた取組

保育園園長会と連携し保育士就職フェア等を実施します。また、本区独自の処遇改善のほか、 職員のモチベーション向上と勤務継続を促すため、継続勤務報奨金を支給します。

3 就学後の人間形成

●すくすくスクール事業

区内の全小学校に配置(70か所)されている「すくすくスクール」は、放課後等における健全育成のための活動場所に学童クラブの機能を包含させた本区独特の事業です。学校・地域・保護者が連携し、多くのボランティアの協力のもと、様々な体験やふれあいを通して子どもたちの豊かな心を育みます。

●小中学校学習支援『学力向上事業』

学校における授業の充実とともに、学習に不安を抱える児童・生徒を対象に民間やNPO法人等による放課後補習教室を開催し、学習習慣の確立など主体的に学ぶ資質や能力を育成します。

●中高生の居場所づくり

共育プラザにおいて、中高生が利用しやすいような居場所づくりを進めるとともに自主的・主体的な 活動を支援します。

4 障害児保育、障害児支援、療育の充実

●障害児支援の総合的展開

障害児及びその家族に対して、乳幼児期から一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を 構築します。

●発達相談・支援センターの開設

支援を必要とする子どもやその家族への相談、療育を行うとともに、保育所等訪問支援事業を行う 発達相談・支援センターを小松川幼稚園跡施設に開設します。

●医療的ケア児への対応

集団保育が可能な医療的ケア児を保育できるように、区立保育園に看護師を配置するなど体制構築 を検討します。学齢期については、特別支援学校との連携により適切に対応します。

5 悩みや困難を抱えた子どもへの支援

●フリースペース「e-りびんぐ」

不登校等、支援が必要な子どもに対し、生活支援、学習支援、体験活動等を通じて「生きる力」を育むフリースペースを提供していきます。

●食の支援(食事支援事業)

支援が必要な家庭に食事支援ボランティアを派遣する「おうち食堂」、家庭にお弁当を届ける子ども配食サービス「KODOMOごはん便」などを実施するとともに、事業を通じて把握した家庭の課題を整理して必要な支援につないでいきます。

●外国にルーツを持つ子どもへの配慮、支援

外国にルーツを持つ子どもやその家庭状況等の把握に努め、関係機関との連携による保護者の子育て 不安や負担感の軽減、就学案内等の多言語化などの支援を図ります。

●5歳未就園児の把握と支援

4~5歳になっても就園しない児童について、積極的にアウトリーチを行い、実態把握できる仕組みを関係機関と協力して構築します。

6 社会的養育体制と児童虐待の発生予防

●子どもの権利条例の制定と普及啓発

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの権利擁護に関する本区の理念を条例化します。

●子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築

自ら声を上げられない子どもの権利擁護のため、第三者性を有し児童福祉の専門家や弁護士等で構成 される江戸川区児童福祉審議会の子どもの権利擁護部会を活用します。

●児童相談所の運営

児童相談所により、急増する虐待相談対応等の現状の課題を解決し、子ども家庭支援センターとの二 元体制の解消や切れ目のない児童福祉行政を行います。

◆特定妊婦や飛び込み出産の妊産婦対応

未受診妊婦や飛び込み出産を把握した時点から保健師が関わり、関係機関と連携をとりながら継続支援をしていきます。また、(仮称)産前産後母子ホームの設置を検討します。

●里親支援事業

児童養護施設等で暮らしている子どもたちを、家庭的環境で育てる「里親(養育家庭)」制度について、普及啓発、里親の選定、里親支援及び養子縁組に関する相談支援を総合的に実施し、里親委託の 一層の推進を図ります。

2 親への支援

基本方針2 子育て家庭を支える環境づくり

妊娠期から乳幼児期まで、母子の健康づくりを切れ目なく支援し、家庭での保育を望む保護者が地域で孤立することなく子育てできるよう取り組みます。多様な子育てニーズに対応する保育環境の整備・拡充、子育て中の保護者の悩みや困りごとを解決していく相談体制の充実を図ります。経済状況や、ひとり親など家庭環境によって子どもが将来の希望や可能性を奪われることのないよう、すべての子育て家庭を支えます。

1 妊娠・出産期のサポート

特定不妊治療費の助成

特定不妊治療の経済的・精神的負担軽減のため、医療保険適用外の治療費の一部を助成します。

●妊婦全数面接

妊娠期から子育て期にわたる支援として、妊娠届出時や転入時に妊娠中の不安や心配事に対して保健 師等の専門職が面接することで、不安を軽減し、安心して出産を迎えられるよう支援します。

●産後ケア事業

産後の不安定な時期に家族等から支援を受けられないなど、支援が必要な産婦及び乳児に対して、宿泊・通所により母体の休養と育児指導等を行います。令和2年度からは訪問型の産後ケアを実施します。

●多胎児家庭に対する支援

多胎児家庭の妊娠・出産・育児に伴う身体的・精神的な負担や、社会からの孤立感の軽減を図るため、 訪問型の支援を検討します。

2 家庭保育支援の充実

●子育てひろばの相談機能の強化

乳幼児と保護者が自由に遊び、交流しながら仲間づくりや情報交換を行える子育てひろばに、子育 てに関する相談を気軽に受けられる人材を配置し、相談機能の強化を図ります。

●一時保育の拡充

育児疲れやリフレッシュなど、家庭保育を行う保護者の多様なニーズに対応するため一時保育の拡 充に取り組みます。

● 0歳児家庭サポート事業「よちよち応援隊」

0歳児を家庭で養育する世帯に家事支援サポーターを派遣し、保護者の家事・育児負担感の軽減を 図り、子どもと楽しく過ごす時間を増やせるように支援します。

3 保育環境の整備・拡充

●保育ママ制度の充実

本区の「保育ママ制度」は、愛情あふれる保育を0歳の子どもに提供するものです。保育ママによる保育をさらに推進するため、保育時間の延長、賃貸物件等を活用した保育ママ室の増設、保育ママから認可保育園に円滑に入園できるような仕組みづくりに取り組みます。

●幼稚園における預かり保育等の推進

私立幼稚園に働きかけ、預かり保育の拡充を図ります。区立幼稚園では、一時的に保育が困難な保護者に対してショートサポート保育の十分な活用を進めます。

■認可保育園・地域型保育事業の新設と企業主導型保育事業の設置促進

地域ごとの保育ニーズと保育の質を勘案し、良質な保育事業者の選定などに留意して整備を進めます。 小規模保育所は、3歳からの連携施設の確保を支援します。また、子育てと仕事の両立を目指す事業 所内保育所及び企業主導型保育事業の設置を促進します。

●ベビーシッター事業の活用

待機児童対策としてベビーシッターの利用にかかる費用の助成について検討します。

4 相談体制の整備・拡充

児童相談所における総合的な相談対応

児童相談所は、子どもに関する様々な相談(養育・虐待・障害・非行・不登校など)に対して、第一義的かつ専門的に受け止め、適切な支援につなげていきます。

●育児ストレス相談

日々の子育てに悩んでいる保護者や家族の相談に対して、専門医・相談員が個別に対応します。

5 経済的支援

●乳児養育手当

家庭で0歳児を保育する世帯に対して区独自の乳児養育手当を支給します。

●私立幼稚園等の保護者負担軽減

保育料について区独自に無償化限度額を引き上げ、入園料の補助についても事業を継続します。 国の無償化制度対象外である幼稚園類似施設についても、東京都の補助制度を活用した保育料の補助 及び区独自の入園料補助を継続します。

●保育園、幼稚園に対する給食費の補助

無償化に伴う保育園給食費(副食費)の実費徴収による負担をなくすため、園に対して区独自に副食費相当分を補助します。私立幼稚園に対しても給食提供にかかる費用の一部を補助します。

●学校給食費保護者負担軽減

食材費の高騰等による給食費改定に伴い、給食費の一部補助を実施します。また、就学援助制度を拡充し、多子世帯の給食費補助を実施します。

6 ひとり親や生活困窮家庭等への支援

●生活保護受給世帯向け進学支援

生活保護受給世帯に対し、中学・高校生の塾代や大学受験料の助成を行います。

●受験生チャレンジ支援貸付事業

一定所得以下の世帯の子どもへの支援を目的として、学習塾などの費用や、高校・大学などの受験費用について貸付けを行います。

●生活困窮者自立支援制度の学習支援

おおむね18歳までの、不登校や高校進学の動機付けが必要な生徒や新たに高校進学を目指す生徒に、 専門的な支援員による家庭訪問や面接相談及び学習支援を行います。

●ひとり親家庭相談支援(就労支援・住宅支援)

ひとり親相談室すずらんにおいて、生活に関する内容から就業支援までワンストップで支援します。 また、ひとり親家庭に対し、専門的な職業能力開発に資する自立支援給付金事業を実施し、安定した 就業の実現と経済的自立の促進を図ります。

3

地域全体での支援

基本方針3 社会全体で子育てに取り組む 環境づくり

江戸川区の特色の一つでもある区民のボランティア活動や、地域資源の活用などにより、子どもと子育て家庭を社会全体で支えます。また、子どもたちを支える地域力をさらに力強いものとするよう、人材の育成や地域での子育てに関わる人々を支援する仕組みを充実させて、社会全体での子育て環境づくり、地域共生社会づくりを進めます。

1 地域全体で支える子どもの育ち

●地域力を活用した養育支援家庭の早期発見・支援

新生児訪問、妊産婦訪問の事業に加え、赤ちゃん訪問事業により、支援が必要な家庭を早期に把握し、保健師等による家庭訪問や個別相談などの支援を切れ目なく行っていきます。

●子ども朝ごはん食堂

子どもたちが始業前の学校で地域ボランティアと共に、おにぎり等の朝ごはんをつくって食べることで、自ら調理する力と適切な食習慣・食生活を身につけます。

●子ども食堂

区内の町会・自治会や飲食店、NPO法人等が独自に運営して、子どもたちに食事を提供する取組です。地域の交流の拠点としての役割も果たしており、「食」を支えるだけでなく、安心できる居場所にもなっています。

●多文化共生社会への対応

日本語能力が不十分な児童・生徒に対し、日本語学級において、日本語の習得を図ります。また、 学校に対する日本語指導員の派遣回数を拡大し、児童・生徒の学校への適応を促進します。

2 子どもを支える人材の育成・体制整備

●成長支援フォーラムの開催

子どもを取り巻く様々な問題について、一人でも多くの区民に関心や「気づき」の視点を持ってもら うよう、地域全体で子どもの育ちを支える輪を広げる機会として「成長支援フォーラム」を開催しま す。

●「えどがわっ子食堂ネットワーク」を通じた食の支援

区内には民間団体等により実施されている子ども食堂があります。「えどがわっ子食堂ネットワーク」は子ども食堂設置にあたっての支援や、子ども食堂運営者とボランティア参加希望者、食材・資金援助希望者をつなげるなどの活動を行っています。

●子ども会への支援

多様な年齢の子ども同士や、家族以外のたくさんの大人とふれあう中で、社会性・自主性・コミュニケーション能力などを育てる「子ども会」の活動を支援します。イベントの実施やPRを強化することで、地域力の基盤となる子ども会を活性化します。

4 子ども・子育て支援事業計画

基本方針4 すべての子どもの育ちを支える 環境づくり

平成27年に開始された「子ども・子育て支援新制度」の枠組みによる教育・保育事業や、地域 子ども・子育て支援事業の各種サービスにより、すべての子どもの健やかな育ちを支えるための 支援や環境づくりを進めます。

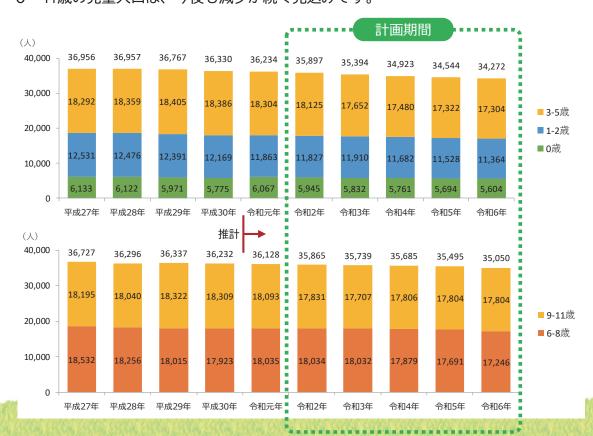
教育・保育の提供区域

「教育(幼稚園・認定こども園など)」及び「地域子ども・子育て支援 事業」については区内全域での柔軟な利用を想定して従来どおり1つの提 供区域とします。 提供区域:教育・保 育事業を提供する 基礎となる区域。

「保育(保育園・認定こども園など)」の提供区域は、第一期の「7区域」から、利用者の生活感覚、利便性や利用状況等の実情により近いものとなるよう「12区域」とします。

計画期間中の児童人口推計

0~11歳の児童人口は、今後も減少が続く見込みです。



「教育」の量の見込みと確保の方策

2号3-5歳の教育は幼稚園・認定こども園、保育は保育園・認定こども園で受け入れています。今後も同様の受け入れ体制で対応していきます。

	令和2年度		令和3年度		令和 4 年度		令和5年度		令和6年度	
認定区分	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号	1号	2号
①量の見込み	8,088	1,295	7,877	1,261	7,800	1,249	7,730	1,238	7,722	1,237
		9,383		9,138	9,049		8,968		8,959	
②確保の方策		9,018	9,018		9,018		9,018		9,018	
2-1		▲ 365		▲ 120		▲ 31		50		59

(単位:人)

「保育」の量の見込みと確保の方策

区全域では計画期間内に待機児童を解消できる見込みです。なお、社会情勢や待機児童の 状況に応じて、計画期間内であっても適切に対応していきます。

●2号認定(3-5歳保育)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	7,714	7,513	7,440	7,372	7,365
②確保の方策	8,800	9,073	9,315	9,512	9,597
2-1	1,086	1,560	1,875	2,140	2,232

●3号認定(0-2歳保育)

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	756	6,181	741	6,224	732	6,105	724	6,025	712	5,939
②確保の方策	841	5,367	875	5,584	890	5,724	908	5,859	927	5,943
2-1	85	▲814	134	▲ 640	158	▲381	184	▲166	215	4

(単位:人)

地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援新制度に即して、様々な地域子ども・子育て支援事業を行います。

- 1 利用者支援事業
 - 身近な窓口等で子育て家庭・妊産婦の相談対応や情報提供、助言などを行います。
- 2 延長保育事業

保育園利用者を対象に、通常の保育時間を超えた預かり保育を行います。

- 3 地域子育で支援拠点事業(子育でひろば事業) 乳幼児のいる子育で中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行います。
- 4 一時預かり事業

幼稚園型は在園児を対象に、通常の教育時間を超えた保育、夏休み等の預かりを行います。 認可保育園でも保護者のリフレッシュなど不定期に子どもを預かります。

- 5 ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業) 子どもの預かりなどの相互援助活動の連絡、調整を行います。
- 6 子育て短期支援事業(ショートステイ) 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童に、宿泊を伴う保育を行います。
- 7 病児保育事業 病気の治療・回復期にある子どもを、医療機関等に付設された専用スペースで一時的に預かります。
- 8 学童クラブ事業

保護者が就労等で昼間家庭にいない小学生に放課後や学校休業日に遊びや学びの場を提供します。 すくすくスクール事業として放課後子ども教室と学童クラブの一体的な運用を実施しており、全区 立小学校での実施、希望者全員の受け入れ体制を維持します。

9 妊婦健康診査

妊娠中の健康の保持及び増進のため、母子手帳交付時に妊婦健康診査票(14回)を交付します。

10 新生児訪問・赤ちゃん訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てについての情報提供や相談・助言等を行います。

11 養育支援訪問事業

不適切な養育状況にある等、虐待のリスクを抱える家庭に保健師等を派遣し、専門的な相談支援を 行います。

12 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童相談所を核として関連各部署、機関のネットワーク機能を強化し、要保護児童を支援していき ます。

13 実費徴収に係る補足給付事業

無償化に伴う幼稚園給食費(副食費)の実費徴収化による負担をなくすため、区独自の補助を行います。

14 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

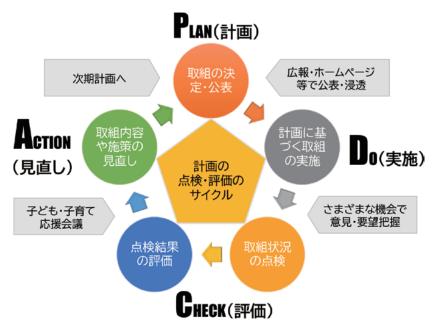
特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するため、新規事業者へのアドバイス等を行うとともに、良質な保育事業者の選定などに留意していきます。

計画実現のための体制づくり

- ●地域に暮らす全ての人々が 子どもの未来に思いを巡らせ、 一人ひとりの子どもの最善の 利益が優先して考慮されることが大切です。
- ●地域力を活かした取組が、地域全体に広がるよう働きかけます。
- ●子どもや親支援の最前線に立 つ職員の資質向上を図り、子 どもが制度や組織の狭間に埋 もれることのないよう支援の 連携を重視します。
- ●必要な支援が確実に届くよう、 区ホームページ、SNSなど 様々なツールを活用します。

計画の点検・評価のPDCAサイクル

施策の進捗状況を適宜庁内で点検し、子ども・子育て応援会議 等の意見を踏まえて必要に応じた見直しを行います。



この印刷物は、印刷用の紙へ

リサイクルできます。

子育て中の家庭や子どもに寄り添い、その負担や不安・孤立感を和らげる地域社会のあり方が重要になっています。一方、江戸川区では、これまでも「地域共生社会」の実現に取り組み、子どもや熟年者、障害のある方、外国籍の方など様々な状況に置かれた方々の誰もが「信頼感で結ばれ、自分らしく暮らせるまち」を目指してきました。

本区の地域力を時代に合った支援の形と融合させ、江戸川区ならではの子ども支援・親支援を実現させる ために、区民の皆さんもぜひ本計画の主旨をご理解いただき、すべての子どもが健やかに育つ環境づくり に向けてご協力をお願いします。



〒132-8501 東京都江戸川区中央 1-4-1

T E L: 03-5662-0659